



やさしいまちづくり支援事業の助成団体を募集



まちを笑顔にする地域のアイデアに費用を助成

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う団体に、活動費の助成や支援を行っています。初めて応募する団体は、必ず事前に相談してください。

▶**申込:**区ホームページや福祉部管理課にある手引きをご覧の上、4月1日(火)～18日(金)に福祉部管理課ひと・まちづくり推進係へ ※事前相談は3月3日(月)～4月16日(水)です。



相談先・問合せ 福祉部管理課ひと・まちづくり推進係(区役所西庁舎3階)
☎5984-1296

部門	対象	助成上限額	選考方法
はじめの一步助成	福祉のまちづくり活動を始めするための準備段階に当たる活動	5万円	プレゼンテーション(企画提案)
やさしいまちづくり活動助成	地域福祉や福祉のまちづくりの課題を解決するための活動	10万円	

はじめの一步助成部門

ボランティア集団・みんないっしょ!

〈子ども食堂を通じてみんなを元気に!〉

子どもや子育て世代、高齢者、障害のある方など誰もが心地よく過ごせる居場所をつくれたらと思い、子ども食堂を始めました。区の助成のおかげで、活動を充実させることができました。これから活動を始めたいと思っている方は、ぜひ、活用してみてください!



メンバーの皆さん



中高生も参加



助成団体に聞きました!

やさしいまちづくり活動助成部門

ねりま笑店街実行委員会・ねりまキッズボランティア

〈子どもたちが輝ける居場所に!〉

「子どもたちのやりたいことを実現する」をモットーに、子どもたちが企画するイベントなどを開催しています。助成を受けた3年間は、支援事業の研修会で実践的な内容を学べたり、チラシの配布方法など細かい助言をもらえたりするので、新しい知識が身に付きました。また、研修会などで他の助成団体とつながることができるのは、区の助成の特徴だと思います!



メンバーの皆さん



防災クイズラリーの様子

「地域活動紹介BOOK」でその他の助成団体の活動を紹介! ▶▶▶ [区ホームページ▶](#)



医療費・介護サービス費 自己負担限度額を超えた額を支給します

同一世帯(※)で医療費と介護サービス費の両方で自己負担があった場合、世帯の所得により自己負担の限度額が決められています。年間(8月～翌年7月分)で限度額を超えた場合は、超えた額が高額介護合算療養費などとして支給されます。加入している医療保険に申請してください。

※令和6年7月31日現在、同じ医療保険に加入している方のみを指します。

対象

5年8月1日～6年7月31日に医療保険と介護保険の両方で自己負担のあった世帯

加入している保険により申請手続きが異なります

〈対象期間を通して同じ保険に加入していた世帯〉

①国民健康保険	3月中に区から申請書を送付します
②後期高齢者医療制度	3月中に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します
③社会保険・共済組合・国民健康保険組合	6年7月31日現在、加入している医療保険へお問い合わせください ※申請時に、介護保険自己負担額証明書が必要となります。

〈対象期間内に加入していた医療保険が変わった世帯〉

6年7月31日現在、加入している医療保険へお問い合わせください。

支給額の計算式

医療保険と
介護保険の
自己負担の合計額

—

高額療養費や
高額介護サービス費
など

—

対象世帯の負担限度額
(右表参照)

=

支給額

※保険適用外の診療やサービス(差額ベッド・食事代など)は除きます。
※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に支払った医療費が2万1000円未満のものは除きます。
※支給額が500円以下の場合は、支給対象外です。

世帯の負担限度額	70歳未満の方	
	6年7月現在の所得区分	世帯の負担限度額(年額)
	901万円超(※)	212万円
	600万円超～901万円以下(※)	141万円
	210万円超～600万円以下(※)	67万円
	210万円以下(※)	60万円
	世帯全員が住民税非課税	34万円
	※国民健康保険加入者全員の前年の総所得金額などから住民税基礎控除額(43万円)を差し引いた金額の合計。	
	70歳以上の方	
	6年7月現在の所得区分	世帯の負担限度額(年額)
世帯の負担限度額	現役並み所得Ⅲ(690万円以上)	212万円
	現役並み所得Ⅱ(380万円以上)	141万円
	現役並み所得Ⅰ(145万円以上)	67万円
	一般	56万円
	住民税非課税Ⅱ	31万円
	住民税非課税Ⅰ	19万円
	・現役並み所得Ⅰ～Ⅲ…70歳以上で住民税課税所得が145万円以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者がいる世帯	
	・住民税非課税Ⅱ…世帯全員が住民税非課税	
	・住民税非課税Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下(年金受給額80万円以下など)	
	・一般…上記以外の世帯	
問合せ	①国民健康保険	こくほ給付係☎5984-4553
	②後期高齢者医療制度	後期高齢者資格係☎5984-4587
	③社会保険・共済組合・国民健康保険組合	加入している医療保険 ※介護保険自己負担額証明書については、介護保険課給付係☎5984-4591。